

特定非営利活動法人 白血病研究基金を育てる会 倫理規範

この法人は、広く一般市民に対する白血病研究に関わる教育・広報・支援の活動を行います。白血病の研究に携わる研究者に対しては研究助成などにより、白血病の安全で副作用の少ない治療法の研究・開発の取り組みを支援します。

また、白血病患者の就労機会の拡充や職業能力の開発の支援、心のケアの支援等により、白血病患者とその家族の生活の質の向上を図ることを通じて、社会全体の福祉の向上に貢献していくことを目的とします。

その活動はここに挙げる倫理規範を遵守して行います。

1、法令順守：

日本国における憲法・法律・政令の全てに従った運営を行います。また、公務員、みなし公務員との協力関係は「公務員倫理法」ならびに「公務員倫理規定」に準拠して実施します。その他の倫理関連法令・基準に違反、または、その疑いをもたれることがないよう健全な運営を保つよう努力します。

2、利益相反：

すべての研究者・支援者との関係において公平性、透明性を旨とし、特定の営利団体に対する利益供与は行いません。営利団体等との間で必要な協力関係が生じる場合はその状況を開示し、深刻な利益相反関係を回避するよう努めます。

3、寄付金の取り扱い：

チャリティー活動に寄せられた寄付とその収益は全てを認定特定公益信託日本白血病研究基金および、白血病撲滅を目指す研究者または団体に寄付し、その詳細はホームページ等により公表します。

4、反社会的勢力：

市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して金銭その他の利益供与を行いません。反社会的勢力・団体からそのような要求がなされた場合には断固としてこれを拒否・排除します。反社会的勢力・団体からの寄付についても受けることは致しません。